

起業支援補助金に係る主な Q&A

1 募集対象者の要件関係

Q1：申請（応募）者に年齢や性別による応募制限はありますか。

A1：年齢や性別による応募の制限はありません。

Q2：どのような事業形態の起業が対象となりますか

A2：令和7年4月1日以降に鹿児島県内で起業する個人事業者、株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人等が対象となります。

Q3：既に起業（開業届提出済、法人設立登記済）していますが、その事業は今回の補助対象になりますか。

A3：令和7年4月1日以前に、既に開業届を提出し、あるいは法人の設立登記を行っている場合は、補助の対象外となります。ただし、既存事業とは異なる新たな事業を行う法人等の設立、あるいは新たに個人として開業届出を行う場合は対象となり得ます。

Q4：これから起業する予定ですが、申請してから採択が決定する間に起業しても良いのでしょうか。

A4：当該事業に申請できる要件として、令和7年4月1日（国の交付決定日）以降補助対象期間中に、個人事業の開業届又は法人登記を行うことが必須となっています。申請時にまだ法人設立しておらず個人で申請をされる方は、法人設立等予定日を記載していただくこととなりますので併せてご留意ください。

Q5：一度廃業した者が今回の補助事業に申請することは可能ですか。

A5：申請することは可能です。ただし、今回の補助事業に応募される計画が、過去に同一の計画で国（独立行政法人等を含む）及び県の同種の補助金・助成金等の交付を受けていないことが条件となります。

Q6：既存の会社（法人）の代表者が、個人事業を開業する場合（新たな法人を設立する場合）は申請できる対象者になりますか。

A6：申請（応募）の対象者となることはできます。ただし、既存の法人事業と申請される事業が同様・同種、あるいは単なる既存の法人の事業の延長・拡充であると見なされる場合、あるいは会社の分社化や支店の設置と見なされる場合は対象外となります。

Q7：今回、個人事業で申請して事業採択（補助金交付決定）された者が、後日、法人を設立した場合には補助の対象となりますか。

A7：補助の対象になります。ただし、法人設立届又は個人事業の開業届を補助対象期間内（令和8年1月16日（金）まで）に行うことが必須要件となります。

Q8：補助事業期間内に鹿児島県内に居住する予定であれば、県外者でも応募できますか。

A8：応募することができます。ただし、公募開始日から令和8年1月16日（金）までの期間に、鹿児島県内に居住していることが要件となりますので、住民票の提出が必要になります。

2 対象事業の要件関係

Q9：フランチャイズチェーン店として起業することは補助対象となりますか。

A9：対象者及び対象事業要件のそれぞれを満たす場合には対象となります。

Q10：当該起業支援補助金と同一計画での重複ができない国（独立行政法人等を含む）や県の補助金にはどのようなものがありますか。

A10：重複での交付ができない補助金等には、例えば国の補助金では「小規模事業者持続化補助金」や「ものづくり補助金」「IT導入補助金」など、県の補助金としては「起業支援プロジェクト」などがありますので、補助金の重複利用のないように十分に留意ください。

Q11：地域おこし協力隊員が起業する場合の取り扱いはどのようになりますか。

A11：地域おこし協力隊員が任期中に起業や事業承継に要する経費について特別交付税措置を受けている場合は、交付税措置を優先することになります。なお、地域おこし協力隊員としての任期を終了された方が、起業支援補助金の申請を行うことは可能です。

Q12：デジタル技術の活用とはどのようなことですか。

A12：顧客・販売情報等のデータ分析・マーケティングやそれらを用いた事業運営、PC・タブレット・スマートフォン等を用いた営業・販管用のアプリ導入や活用、キャッシュレス決済の導入、Web予約システム、ECサイトによる販売、既存のツールを含むSNSやWebサイトでの情報発信などを指します。

3 補助対象期間について

Q13：補助金交付申請の応募書類に記載する補助事業完了予定日はいつにする必要がありますか。

A13：補助事業完了予定日は、補助対象の最終日の令和8年1月16日（金）までの期間内で記載してください。なお、申請者が記載した事業完了予定日までに、個人事業主の開業届出又は法人設立を行う必要があります。

Q14：事業完了予定日を短縮することが出来ますか。

A14：変更届の提出ならびに事務局の承認により、申請した事業完了予定日を早期に終了することは可能です。

4 補助対象経費について

Q15：設備費について、中古品は可能でしょうか。

A15：中古品の購入として認められる条件は、次のとおりです。

- ① 購入単価が50万円未満（税抜）のものであること。
※単価が50万円（税抜）以上の中古品を50万円（税抜）未満になるように分割して購入する場合は、その中古品全体が補助対象外となります。
- ② 中古品購入の際には、価格の妥当性を示すため、複数（2者以上）の中古品販売事業者（個人からの購入や、オークション（インターネットオークションを含む。）による購入は不可）からの同等品についての複数見積りを取得してください。
- ③ 購入し中古品の故障や不具合に係る修理費用は、補助対象経費として認められません。また、購入品の故障や不具合等により補助事業計画の取り組みへの使用ができなかった場合には、補助の対象にできません。

Q16：本人又は親族・兄弟が所有する不動産を事務所等として使用した場合の賃料は補助対象ですか。

A16：三親等以内の親族個人または個人事業主からの物品・役務調達・賃借費用は対象外となります。

Q17：税理士報酬は補助対象となりますか。

A17：税務申告、決算書作成等のために税理士に支払う顧問報酬は対象外となります。

Q18：補助金交付決定日の前の事前着工（事務所改修、改装等）について、やむを得ない事情がある場合であっても補助対象として認められないのですか。

A18：補助対象とはなりません。

Q19：設備費に車両も対象とされていますが、介護事業で使用する送迎用車両は対象となりますか。

A19：単に車両をラッピング、ステッカー等で装飾したものは対象外となります。リフトの設置など、車両そのものを改造するなど、事業以外には使用できないことが必須要件となります。なお、車両をリース・レンタルで利用されることは補助の対象となりますが、使用目的が本事業の遂行に必要なことが特定できる場合に限りです。

Q20：交付決定後に謝金、マーケティング調査費、外注費、委託費の使途や金額を変更したい場合、どのようにすればよいのでしょうか。

A20：原則として、使途を変更したい場合、または各々経費に対する交付決定額よりも支出が上回る見込みの場合は「補助金変更交付申請書」を提出し、当社の承認が必要となります。

5 補助率・補助額について

Q21：補助率は1/2ですか。

A21：補助対象経費の1/2以内となります。なお、補助対象経費は消費税抜の金額となります。

6 審査・採択について

Q22：事業計画書は募集要領に挙げられている着眼点が重視されますか。

A22：補助事業の対象とする際に必要な着眼点として挙げている項目については、明瞭かつ確実に記載をお願いします。

Q23：補助金の採否結果の通知は、どのように通達されるのですか。

A23：審査結果については、申請者本人に結果を郵送通知します。

7 補助金の交付について

Q24：補助金の支出が交付決定時の金額を上回った場合はどうなりますか。

A24：交付決定通知書に記載される交付決定額が補助金の上限となります。

8 交付決定後の注意事項

Q25：補助対象事業終了後、5年間は事業の進行状況を報告する必要がありますが、どのようにすればいいのですか。

A25：別途、事業化等状況報告書を当社へ提出していただきます。